## 様式3

## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	病院、診療所及び助産所の人員、構造設備及び管理者 に対する改善指導
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			医療法(昭和23年7月30日法律205号) 医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令50 号)
条 項			法第21条 第23条 規則第16条 第17条 第19条 第20条 第21 条 第21条の2 第21条の3 第21条の4 第3 0条の4 第30条の5 第30条の5の2 第30条 の6 第30条の7 第30条の7の2 第30条の8 第30条の8の2 第30条の9 第30条の10 第 30条の11 第30条の12
所管課			保健衛生局保健所保健所管理課(電話:048-840-2207)
行政指導を行なう場合の方針・基準	たいでは、 れで、は、 ないでは、 本本では、 本本ででできる。 本本ででできる。 本語ででできる。 は、、 は、、 は、、 は、、 は、、 は、、 を、 のでできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のでででででででできる。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		及び同法施行規則に基づき、定められた人員が配置 さいない場合、構造設備が基準どおり設置されていない場合、衛生上著しく有害若し会安上危険と認められる場合等、必要に応じて現況を確改善が必要であれば口頭による指導又は文書による報文がある。
	備考		